清水港開港１２０周年記念事業実行委員会規約

（名称）

1. 本会は、清水港開港１２０周年記念事業実行委員会（以下「委員会」という。）と称する。

（目的）

1. 委員会は、清水港開港１２０周年記念事業（以下「記念事業」という。）の円滑な推進を図ることを目的とする。

（事業）

1. 委員会は、前条の目的を達成するために次の事項を審議し、決定する。
2. 事業計画に関すること
3. 予算及び決算に関すること
4. 規約の制定及び改廃に関すること
5. その他重要な事項に関すること

（構成）

1. 委員会は、委員会の目的に賛同する者を委員として構成する。

（役員等）

1. 本会に次の役員を置く。

　（１）会長 　１人

　（２）副会長 　若干名

1. 監事 　２人

２　委員会の会長は、静岡商工会議所会頭とする。

３　委員は会長が委嘱する。

４　副会長、監事は委員の中から会長が選任する。

５　本会に顧問を置くことができる。顧問は会長が委嘱する。

（役員等の職務）

1. 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　委員は、委員会の目的達成のために必要な事項を審議する。

４　監事は、委員会の財務を監査する。

５　顧問は、重要な会務の諮問に応ずるほか、会議に出席し意見を述べることができる。

（委員等の任期）

1. 役員、委員の任期は本会の解散するまでとする。

２　後任者の任期は前任者の残存期間とする。

（会議）

第８条　委員会は必要に応じ、会長が招集する。

２　委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立する。委員の出席については、委員本人の代理人の出席、及び本条第5項に定める書面・委任状の提出を含めるものとする。

３　委員会の議長は会長をもって充てる。

４　委員会の議事は出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長がこれを決する。

５　委員は、やむを得ず委員会に出席できない場合、予め提示された議案について書面を提出して表決するか、委任状を提出して他の委員に表決を委任することができる。この書面または委任状を提出した者は委員会に出席したものとみなす。ただし、受任者の名前の記載なき場合及び委員会が定める期限までに委任状の提出がない場合は、議長に委任したものとみなす。

６　会長は、軽易な事項または急を要する事項については、書面をもって賛否を求め、その回答をもって委員会の決議に代えることができる。この場合において、第2項及び第4項の規定を準用する。

（委任状の様式）

第９条　委任状の様式は、委員会規程類様式（清開第2号）に定める。

（幹事会）

第10条　記念事業の推進及び調整を図るため、委員会の下部に幹事会を置く。

２　幹事会は、国、静岡県、静岡市、静岡商工会議所、各関係団体、並びに、各作業部会長で構成する。

３　幹事は、委員会の承認を得たうえで会長が委嘱する。

４　幹事会に、幹事長、副幹事長を置き、幹事長、副幹事長は幹事の互選により定める。

５　幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、主催する。

６　幹事会は、次の事項を審議し、決定する。

1. 委員会への付議事項
2. その他達成するために必要な事項

（作業部会）

第11条　記念事業を企画、実施するため、作業部会を置く。

２　作業部会のテーマ及び活動内容については、会長にて決することとし、会長は、必要に応じて作業部会を変更、追加できるものとする。

３　作業部会員は、会長が委嘱する。

４　作業部会に作業部会長を置き、必要に応じ副部会長を置くことができる。

５　作業部会長は各作業部会員の中から会長が指名し、副部会長は部会長が指名する。

（事務局）

第12条　委員会の事務局は、静岡市清水区旭町６番８号の静岡市経済局海洋文化都市推進本部に置く。

２　事務局は、静岡市、静岡県及び静岡商工会議所の三者で構成する。

３　事務局長は、静岡市経済局海洋文化都市推進本部次長とする。

４　事務局長は、委員会の資金管理及び庶務全般の責を担う。

５　事務局は、委員会の庶務を処理する。

（経費）

第13条　委員会の経費は、負担金、協賛金及びその他の収入をもって充てる。

（会計年度）

第14条　委員会の会計年度は、４月１日から翌年３月３１日までとする。

（補則）

第15条　この規約に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、会長が定める。

附　則

この規約は、平成30年４月１日から施行する。